# 北広島市 2021 年第 2 回定例市議会(6月4日~6月25日) 6月16日 一般質問 佐々木百合香

新型コロナウイルス感染症対策事業、障がい者医療的ケア支援事業の支援対象者増による増額、子ども子育てサービス利用者支援および子育て世帯包括 支援センターの健康管理システムの更新に伴うデータ移行経費、六次産業化等支援事業、旧島松駅逓所大規模改修に伴う駅逓所内の国有地取得費用、ボールパークエリア内の消火栓整備追加に要する経費など、6億4,220万円の補正予算を可決。一般会計予算は合計で278億4,181万円となりました。

監査委員の選任及び人権擁護委員の推薦に関わる同意案 4 件、北広島市雪対策基本計画策定検討委員会設置条例の制定、ボールパーク周辺道路及びアクセス道路の工事請負契約(約19億円)を含む議案 22 件を可決。「選択的夫婦別姓を実現するため、早期に民法を改正することを求める意見書」の提出を求める請願および、「安心安全な教育環境のための少人数学級を求める意見書」の提出を求める請願、2 件を採択。市民ネットワークが提出した「脱炭素社会の実現に向け、持続可能な再生可能エネルギー政策の推進を求める意見書」を含む意見書 8 件を可決しました。

### 質問問題的

### 1コロナ禍における学びの環境について

- ・新型コロナウイルスの感染状況について、児童生徒・教職員の感染状況と感染経路、回復状況、学級閉鎖・学年閉鎖の件数は。濃厚接触またはその疑いで出席停止となった児童生徒の人数は。
- ・感染リスクと併せて熱中症やほかの事故について伺う。今年2月 屋外で体育の授業中に小学生が死亡する事故が道外で起きてい る。体育時のマスクの着用についてどのように指導しているか。
- ・マスクの着用で軽い酸欠になり頭痛を訴える子がいる一方、正しく着けなければならないと子ども同士で注意し合うなど、子どものストレスも長期化している。心身のケアにどう取り組むか。昨年は「心とからだの健康調査」が実施されたが、今年も何らかの調査を行う必要があるのではないか。
- ・感染不安によって登校を控える、また濃厚接触者やその疑いにより学校を休む場合、その期間の学習フォローはどのように行われているか。
- ・コロナ禍で行えなかった学習活動や体験については、年度にこだ わらず、小中学校の9年間の中で取り戻す機会を作っていくべき。

## 2原子力災害や放射能汚染について

- ・泊原子力発電所が原子力災害を起こした際、市が果たす役割は。
- ・事故時の情報発信はどのような内容を、どんな方法で行うのか。
- ・泊原発で大きな事故があれば本市も放射能汚染を受ける可能性が ある。市内での空間線量率測定が行われているが、これまでの測 定で分かったこと、また、今後の測定頻度は。
- ・東京電力福島第一原発事故による食品の放射能汚染に対して、これまで学校給食の現場ではどのような対応をとってきたか。
- ・この 10 年間で食品におけるセシウム 137、セシウム 134 汚染について知見が深まっている。どのように情報収集しているか。
- ・文科省発行の「放射線副読本」を小学低学年児童が家庭に持ち帰った。副読本が届いた経緯は。また、配布についてどのように対応したか、何う。副読本の巻頭には身近なところに放射線があることが据えられる一方、原発事故での深刻な汚染の実態には触れておらず、道内に避難移住された方の決断を否定するようにも受け取れる内容である。
- ・事故を起こした原子力発電所の廃炉作業や、核のごみの問題など、 子どもたちは、おとながつくった負の遺産を引き受けて次の時代 を切り開くこととなる。「これからどうすべきか」を自分事とし て考えるような学びが必要と考えるが、見解は。

- ・5 月末までに児童生徒 12 名の感染を確認。感染経路は主に家族である。教職員は 1 名の 感染を確認。児童生徒、教職員ともに回復し、学校に復帰。学年閉鎖 1 件、学級閉鎖 5 件。 出席停止等となった児童生徒は 2021 年 4 月から 5 月末までにのべ 273 人となった。
- ・各小中学校には国からの通知に基づき、マスクの着用は必要ないものとしている。軽度な 運動や児童生徒がマスクの着用を希望する場合は着用を認めるなど、授業内容や形態、天 候等を総合的に考慮しながら対応している。
- ・本年度も心の教室相談員及びスクールカウンセラーの配置時間を増やし、児童生徒が相談する機会を確保。各学校では学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施等により、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努め、心の健康相談員やスクールカウンセラーと連携し、児童生徒の心の健康問題に適切に対応するよう指導・助言を行っている。心と体の健康調査については昨年度と同様、秋頃に実施を予定している。
- ・家庭学習のプリントや手引きを配布、支援が必要な際にはメールや電話で問い合わせるよう支援を講じている。なお、家庭の通信状況が整い対応可能な場合には、タブレット端末を活用した授業配信等も考慮してまいりたい。
- ・子どもたちが次の学習活動を行うにあたり支障が生じないよう、各学校において見通しを 持ち、計画的に教育課程の編成等にあたるよう指導・助言を行っている。

### 2

- ・事故の情報を収集し、正しい情報を速やかに配信することで市民の安心の確保に努める。
- ・本市に影響のある緊急性の高い情報を入手した際に、市のホームページ、ツイッター、フェイスブックを活用して速やかな情報の発信に努める。
- ・2013 年 10 月から測定している。これまでの測定結果は  $0.03\,\mu$  Sv/h から  $0.05\,\mu$  Sv/h であり、国が定めた追加被ばく線量の  $0.19\,\mu$  Sv/h を下回っている。今後は緊急時を除き、年1回の測定を行うことで状況の把握に努める。
- ・北広島市食育基本計画及び学校給食の在り方に関する基本方針を踏まえ、学校給食の食材 として、北広島市および北海道産の食材を中心に活用するなど、地産地消の取り組みを通 じて安全で安心な学校給食の提供に努めてきた。
- ・文科省が公表している学校給食における放射性物質の検査、厚労省が公表している農産物 に含まれる放射性セシウム濃度の検査結果などを通じ、情報の収集を行ってきた。
- ・国において、放射線に関する科学的な知識を身に着け理解を深めるために作成。2018 年 に全児童生徒分が配布され、その後は年度ごとに新入学児童生徒分が配布されている。各 学校では授業の中で一部活用したり、家庭に持ち帰らせたりする等の対応をしている。
- ・放射線に関する教育については学習指導要領においても取り上げられているところであ り、現代的な諸課題についての学びを深めることは重要だと考える。

# 北広島市 2021 年第 2 回定例市議会 (6 月 4 日~6 月 25 日) 6 月 16 日 一般質問 鶴谷 聡美

質 問 答 弁 1 自然環境と景観を守る施策について ・第2次都市計画マスタープランには、景観行政団体への移行につ ・景観行政団体については、良好な景観形成を行うために必要な制限事項等の基準を設ける いての検討が盛り込まれている。北広島市は、野幌森林公園から ことが可能となり、本市の優れた自然環境や景観資源の保全に向け、景観行政団体への移 支笏湖周辺に至る緑の回廊の中心部に位置していることから、自 行について検討する必要があるものと考えている。 然環境と景観の保全に向けた施策づくりが重要と考える。景観行 政団体への移行について、現時点での見解を伺う。 ・近年、再生エネルギー施設等の建設に関する規制条例を制定する ・再生可能エネルギー施設等と景観の調和を図る観点から、他自治体においても様々な対応 自治体が増えている。自然環境や生活環境等との調和を図る観点 が取られている。将来に向けた景観の在り方を含め、検討する必要があるものと考えてい から、届出、協議、確認、同意、許可、認定、禁止等の手続や立 地規制など、定める目的によって様々な条例がある。再生エネル ギー施設等の建設に関する規制条例の制定に向けて、市長の見解 を伺う。 ・景観行政団体である鎌倉市では、携帯電話等中継基地局の設置等 ・携帯電話基地局等の建築物の設置に関する規制について、景観法に基づく行為の届出制度 により、高さ15メートルを超える工作物は、配慮事項を事業者に求めている。将来に向け に関する条例を制定している。景観行政団体に移行することで、 市民の住環境における景観保全の視点で、携帯電話基地局等の建 た景観の在り方など、様々な検討が必要であると考えている。 築物の設置に関する規制が可能と考えるが、見解を伺う。 2予防接種に関わる取り組みと健康づくり施策について ・新型コロナウイルスワクチン接種について、早期に接種を終えた ・予防接種法の規定により、医療機関の医師はアナフィラキシーやけいれんなど、副反応の 方たちの副反応の状況について、どのように把握しているのか。 疑いがあった場合、症状や回復状況について国への報告が義務づけられているところであ り、当該報告については、都道府県を経由して接種を行った市町村に情報提供がされるこ ととなっている。 ・本市での副反応報告について伺う。 ・これまでに医療機関から北海道へ 2 件の報告がされていると情報を頂いているところであ り、目まいと吐き気ということで、いずれも症状は軽く、既に回復している。 ・報道では「早く、より多くの人が接種を」という発信が多く、接 ・接種は強制ではなく、本人の意思に基づき受けていただくものであり、接種を強制したり、 種をしない選択が非常識とみなされないか、懸念する声が寄せら 接種を受けていない人に差別的な扱いをすることは適切ではないものと考える。今後も機 れている。感染した方や感染リスクを抱えて働く方々への配慮と 会を捉えて啓発していく。 同じように、接種の有無が偏見や差別につながらないための啓発 について発信していくべきと考えるが、見解を伺う。 ・ファイザー社のワクチンについて、接種可能年齢が 12 歳以上に ・16 歳未満のワクチン接種については、原則保護者の同伴が必要となっているところであり、 引き下げられることが容認された。接種による子どもの発育や将 接種に当たっては、保護者及び本人に対し、丁寧に情報提供を行っていく必要があるもの 来への影響など、実証するデータの蓄積がないにもかかわらず、 と考えている。学校等とも連携のうえ、周知する。 対象年齢を変更する動きの早さに、保護者から戸惑う声が寄せら れている。接種の効果と副反応の実態について、正確な情報を提 供していくことが重要と考える。どのように取り組んでいくのか 伺う。 ・子宮頸がんワクチン接種について、昨年 10 月、厚労省は、定期 ┃・個別通知については、対象者に子宮頸がんに罹患するしくみやワクチンの効果及びリスク 接種の対象者とその保護者向けに、接種を判断するための情報提 について正しい情報を伝え、接種の有無を判断していただく材料となるものと考えている。 供として、改訂版リーフレット等の個別送付を行うことを各自治 通知内容については、慎重に検討する。 体に通知している。本市では、過去に副反応の被害者が出ている ことから、情報資料を個別に送付するべきではないと考える。本 市の対応について伺う。 ・新たな副反応被害者を出さないという視点に立ち、個別送付及び、 ・副反応による被害が出ないということは、私たちも願っている。厚生労働省のリーフレッ

トを参考に、鶴谷議員からいただいた情報も含めて、内容を慎重に検討する。

情報提供の内容について、しっかり検討していくべきと考える

が、見解を伺う。